

新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

行政と民間との協働や地方分権改革を推進するうえで、地方自治体は、住民に対する説明責任を一層果たすとともに、行政運営に当たり「経営」の視点を確立することが不可欠となっており、この観点から、バランスシート等の財務諸表の充実が、必要とされているところである。

平成18年4月、総務省は「新地方公会計制度研究会」を設置した。同年5月、同研究会は、発生主義や複式簿記の考え方を取り入れて、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という二つの公会計モデルを提案した。同年7月、同研究会を発展させた「新地方公会計制度実務研究会」が設置され、現在、各モデルの実証的検証等が行われている。総務省としては、その結果等を踏まえ、今後、財務諸表の作成等に係る指針を作成する予定であるが、地方財政の実務の実態を十分に踏まえるなど様々な観点からの検討が必要である。既に地方公営企業の会計基準については、地方自治体の担当者も参加して実務的な検討を行っている。また民間の企業会計基準については、財団法人財務会計基準機構の企業会計基準委員会等において、経済界、金融界、公認会計士協会、学界など幅広い層から構成される委員等により検討が行われている。

財務諸表を作成・活用するのはそれぞれの自治体である。会計基準の整備は、地方自治体がより一層、自主的・自立的な行政運営を実現できるようにするという観点から行われなければならない。

【具体的な要望事項】

- (1) 複式簿記・発生主義に基づく会計制度を導入するに当たっては、財務諸表を自治体間や民間の類似事業と比較・分析し経営改善に活用するために、全国標準的な会計基準が整備されるべきである。その際には、行政の特質を考慮したうえで、住民にわかりやすく、民間との比較も容易な財務諸表を作成できる基準とすること。
- (2) 財務諸表の作成等に係る指針の策定に当たって、地方自治体の意見を幅広く聴取しこれを最大限反映させること。

平成19年6月25日

全国知事会総務常任委員会再建法制等問題小委員会
委員長 岡山県知事 石井正弘